

森フェス実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 森フェス実行委員会規約第7条に基づき「森フェス実行委員会事務局」(以下「事務局」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職及び職務)

第2条 事務局に次表の左欄に掲げる職を置き、その職務は右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
事務局長	委員長の命を受け、事務局の事務を掌握する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局の事務を整理するとともに、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
事務局員	実施に必要な事務を担当する。

2 事務局長は、大分県農林水産部森との共生推進室長の職にある者をもって充てる。

3 事務局次長及び局員は、大分県農林水産部森との共生推進室の職員をもって充てる。

(事務局長専決事項)

第3条 事務局長の専決できる事項は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、特に重要又は異例に属する事項については、あらかじめ委員長の指示を受けなければならない。

- (1) 事業計画に基づく各種業務の実施に関すること。
- (2) 予算の編成及び決算の報告事務に関すること。
- (3) 収入及び支出に関すること。
- (4) 広報宣伝に関すること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、事務局長名をもってする軽易な事務の処理に関すること。

(公印)

第4条 事務局で使用する公印は、別添のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、公印の取扱いについては、大分県知事部局に準じる。

(文書の取扱)

第5条 文書の取り扱いについては、大分県知事部局に準じる。

(施行文書)

第6条 事務局で使用する施行文書は、様式第1号のとおりとする。

(文書番号)

第7条 施行する文書に付する記号は、「森フ」とする。

(補足)

第8条 この規定に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

付則

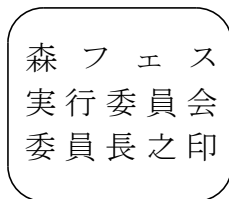
この規程は、平成20年3月4日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月14日から施行する。

公印



様式第1号

起 案 書

起案日	年 月 日	文書番号	森 フ 第 号		
決裁日	年 月 日	起案者			
件 名					
要 旨					
委員長 (審議監)	副委員長 (森林ネットおおいた理事長)	事務局長 (室長)	次 長 (総括)	事 務 局 員	
浄書	校合	公印種別	施行日	施行	
			年 月 日		

森フェス実行委員会